銚 企 第 2 0 8 号 令和 2 年 1 0 月 9 日

各課等の長

市長

令和3年度当初予算編成方針について (通知)

このことについて、次のとおり通知する。

1 令和3年度の財政収支見通し

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による地域経済の低迷から個人・法人市民税の減少、評価替えに伴う固定資産税の減少、消費の落ち込みによる地方消費税交付金の減少などが見込まれます。また、普通交付税も、令和2年度の国勢調査による人口が算定に反映され、大幅な減少が避けられない状況です。歳入全般で、経常的一般財源の大幅な減少が懸念されます。

歳出面では、複数年にわたって進められてきた広域ごみ処理施設の主要な建設工事や衛生センター基幹的設備改良工事、銚子西中学校整備工事が令和2年度で完了します。これらの事業は、補助金や地方債、震災復興特別交付税などの財源が活用され、多額の経常的な一般財源が必要となることはありませんでしたが、令和3年度には、これら事業に係る起債の償還が本格化し、公債費の負担が増加します。また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式に対応した経費の増加も見込まれます。

令和元年度決算剰余金積立後の財政調整基金は、約3億8千万円となりましたが、 年度間の財源調整や新型コロナウイルス感染症対策、災害対応など緊急的な財政支出 に対する備えとしては、十分な額ではありません。

令和3年度も非常に厳しい財政運営を余儀なくされます。

2 予算編成の基本的な考え方

予算編成にあたっては、経常的一般財源の大幅な減少を念頭に置きつつ、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式に必要となる経費を見込む必要があります。内閣も変わり、新たな施策の展開も予想されます。これまで以上に、国や県の動向を注視する必要があります。すべての事業において国・県支出金などの特定財源を最大限活用し、可能な限り一般財源を縮減する工夫と見直しが必要です。厳しい財政

状況にあっても人口流出を防ぎ、子育てや高齢者施策に取り組み、住みやすい地域をつくるためには、職員一人ひとりの知恵と創造力の結集が必要です。既成概念にとらわれることなく、予算編成を通じ、新たな事業の構築や既存事業の廃止・見直しに取り組んでください。

令和7年度には、これまで毎年4億円あった地方債の償還が終了します。また、下水道事業の地方債の償還も現在より2億円以上の減少が見込まれます。将来を見据えたまちづくりをスタートさせるためには、今から用意が必要です。準備をお願いします。

令和3年度当初予算は、以下の基本的な方針に基づいて編成します。なお、具体的な予算要求に関する事項については、企画財政課から別途通知します。

(1) 骨格予算

新年度は、年度当初に市長選挙を控え、当初予算は義務的経費や経常的経費、継続事業などを中心とした骨格予算として編成します。ただし、各課室等からの要求については、通年ベースでの要求とし、要求後、骨格予算として計上する部分を整理します。

(2) 総合計画の着実な推進

総合計画における銚子元気プロジェクトをはじめ、各種事業の着実な推進を図る とともに、「新しい生活様式」に対応した取組や事業の見直しを検討し、実施しま す。

人口減少に対応しながらも活力ある自治体を実現していくため、市民や地域団体、 企業などがもつ様々な「ちから」を繋いでいきます。

(3) 行財政改革の推進

令和3年度は、平成29年度から取り組んできた「第7次銚子市行財政改革大綱」の推進期間の最終年度です。大綱や緊急財政対策に掲げた目標を達成するため、行財政改革の取組をさらに推し進めます。

今年度、試行的にスタートさせた行政経営評価を活用し、事業のムダ(ロス)を 洗い出すとともに人件費を含む経費の削減に取り組みます。併せて、地場産業の振 興や企業誘致、再生可能エネルギーを活用した新たな産業の集積などに積極的に取 り組み、将来に繋がる施策を展開することにより、持続可能な財政構造の確立を目 指します。

(4) 地方交付税措置のない地方債の借入れ抑制

実質公債費比率、将来負担比率は減少傾向にありますが、予算に対して公債費が

占める割合は近隣市と比較すると高く、財政運営を厳しくしている要因の一つです。 将来にツケを回さないためにも地方債の借入れの抑制、地方交付税措置のある地 方債の借入れの優先が必要です。

このため、地方交付税措置のない地方債(公共施設等適正管理推進事業債の除却 事業は除く。)の年間発行限度額を、昨年度と同様、5億円と設定し、借入れを抑 制します。

(5) 企業会計の経営の合理化

企業会計は、独立採算制の原則を踏まえた経営の合理化・適正化に取り組みます。 病院事業会計においては新型コロナウイルスの影響、水道事業会計・下水道事業 会計においては人口減少などにより収入の減少が予想されます。これまでにも増し て、適正な需要把握と、投資の最適化を図り、必要な財源を確保するなど、今まで 以上に合理的な経営を目指します。

3 将来に向けた取組

新型コロナウイルス感染症は、市民生活に深刻な影響を与えています。今後は、感染症拡大防止策に加えて、市民の命と生活を守り、経済活動を支えていかなければなりません。

人口規模が縮小していく中においても、住みやすく豊かさを実感できるまちづくり を目指し、将来を見据えた取組を進めていきます。

(1) まちづくりのための計画の策定や推進

令和2年度中に策定予定の「国土強靭化地域計画」により、災害に強いまちづくりを進めるとともに、都市全域を見渡したマスタープランとして「立地適正化計画」や「地域公共交通計画」、共生社会を構築するための「地域福祉計画」の策定に向けて検討を進めます。令和3年度は、現状を把握するとともに課題を洗い出し、議論を深化させます。

(2) 公共施設の統廃合の推進

令和2年度中に「公共施設等総合管理計画」に基づいた個別施設計画を改定します。公共施設の老朽化、人口減少が進行する中、公共施設の総量縮減、統廃合、集約化は喫緊の課題です。「立地適正化計画」の策定とともにまちづくりの観点から公共施設のあり方を検討します。

具体的に事業を推進する際は、市民の意見を聞きながら丁寧に進める必要があり、 合意には時間を要します。早急に方向性を示せるよう検討を進めます。

以上